

徳島県規則第四十三号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二財務関係事項の項第一号中「こと」を「こと（本庁構成機関の長にあつては「に、」及び」を「に、東部各局の長にあつては」に改める。

別表第二の二徳島県立農林水産総合技術支援センター所長の項第四号中3を6とし、2を5とし、同5の前に次のように加える。

3 第七条第三項において準用する第四条第五項の規定による審査の基準及び方法の決定

4 第七条第三項において準用する第四条第七項に規定する証票の交付

別表第二の二徳島県立農林水産総合技術支援センター所長の項第四号中1を2とし、同2の前に次のように加える。

1 第七条第二項の規定による指定

別表第二の二徳島県立農林水産総合技術支援センター所長の項中第十三号を第十七号とし、第五号から第十二号までを四号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の四号を加える。

五 原種ほ産以外の種子を指定種子生産ほ場に原種として使用することの決定

六 災害等緊急時における準種子の供用及び種子転用申請

七 主要農作物の奨励品種の決定

八 農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）に関する次のこと。

1 第十六条の規定による職員による表示の除去若しくは抹消又は検査証明書の返還要求

2 第十七条第二項（第十八条第三項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による登録並びに第十七条第六項（第十八条第三項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）及び第九項の規定による公示

3 第十八条第四項の規定による公示

4 第二十一条第二項の規定による変更命令

5 第二十二条の規定による適合命令

6 第二十三条の規定による改善命令

7 第二十四条第一項の規定による登録の取消し、同条第二項の規定による登録の取消し又は業務の停止命令、同条第三項の規定による登録の取消し及び同条第四項の規定による公示

8 第三十条第一項及び第二項の規定による報告の徴収

9 第三十一条第一項及び第二項の規定による職員による立入調査又は質問

10 第三十二条第二項の規定による調査及び措置

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項中第七十五号を第七十七号とし、第五十八号から第七十四号までを二号ずつ繰り下げ、第五十七号を第五十九号とし、同号の前に次の

一号を加える。

五十八 生活困窮者自立支援法施行規則（平成二十七年厚生労働省令第十六号）に関する次のこと。

- 1 第四条第二号の規定による生活困窮者就労準備支援事業による支援が必要な者の決定
- 2 第六条第二号の規定による生活困窮者一時生活支援事業による支援が必要な者の決定
- 3 第七条の規定による生活困窮者一時生活支援事業の期間の特例の決定
- 4 第十二条第一項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給期間の特例の決定
- 5 第十四条第一項の規定による就労支援の実施及び同条第二項の規定による指示

別表第二の三徳島県東部保健福祉局長の項中第五十六号を第五十七号とし、第二十二号から第五十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十一号中8を9とし、7の次に次のように加える。

- 8 第三十四条第一項から第三項までの規定による精神保健指定医の診察の決定及び移送の決定

別表第二の三徳島県東部保健福祉局長の項中第二十一号を第二十二号とし、第三号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

- 三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に関する次のこと。
  - 1 第十九条第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による質問若しくは立入検査（市町村の設置する幼保連携型認定こども園に関する一般指導監査に係るものに限る。）
  - 2 第二十条の規定による改善勧告又は改善命令（市町村の設置する幼保連携型認定こども園に関する一般指導監査に係るものに限る。）

別表第二の三徳島県東部農林水産局長の項第一号から第三号までを削り、同項第四号中「徳島県東部農林水産局の」を削り、同号の1中「第七十二条の十二の六」を「第七十二条の二十二」に改め、同号の2中「第七十二条の十二の八第三号」を「第七十二条の二十四第三号」に改め、「監査の」を削り、同号の3中「第七十二条の十三第二項、第七十二条の十六第四項、第七十二条の十七第二項及び第七十二条の十八第三項」を「第七十二条の二十九第二項、第七十二条の三十二第四項、第七十二条の三十四第二項及び第七十二条の三十五第三項」に改め、「定款の変更、設立等に係る」を削り、同号の4中「第七十二条の十八の九第三項」を「第七十二条の四十三第三項」に改め、同号の5中「第七十二条の十八の十」を「第七十二条の四十四」に改め、「清算結了の」を削り、同号の6中「第七十三条の十二」を「第七十三条の十」に改め、「組織変更の」を削り、同号中7を削り、8を7とし、9を8とし、同号の10中「必要な措置を採るべき旨の命令」を「措置命令」に、「停止命令等」を「停止命令又は役員改選命令」に改め、同10を同号の9とし、同号中11を10とし、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

- 二 組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）第十四条第四項の規定による登記の嘱託（所管区域内の区域を地区とする農事組合法人に係るものに限る。）

別表第二の三徳島県東部農林水産局長の項第五号中「徳島県東部農林水産局の」を削り、同号を同項第三号とし、同項第六号の37及び38中「農業会議」を「都道府県機構」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第七号を第五号とし、第八号から第二十八号までを二号ずつ繰り上げ、同項第二十九号中「の専決」を「又は県民環境部環境首都課長の専決」に改め、同号の1中「捕獲等又は採取等の結果の」を削り、同号の3中「住民及び利害関係者からの」を削り、同号の7中「狩猟の結果の」を削り、同号を同項第二十七号とし、同項第三十号中「の専決」を「又は県民環境部環境首都課長の専決」に改め、同号の1及び2を次のように改める。

1 第七条第十一項から第十四項までの規定による届出の受理

2 第十五条第六項及び第七項の規定による届出の受理

別表第二の三徳島県東部農林水産局長の項第三十号の5中「狩猟者登録証又は狩猟者記章の亡失の」を削り、同号を同項第二十八号とし、同項中第三十一号を第二十九号とし、第三十二号から第三十五号までを二号ずつ繰り上げ、同項第三十六号の2中「第四条」を「第四条第一項」に改め、同号を同項第三十四号とし、同項第三十七号中「(危機管理部県民くらし安全局生活安全課長の専決に係るものを除く。)」を削り、同号を同項第三十五号とし、同項第三十九号を第三十七号とし、第四十号から第五十五号までを二号ずつ繰り上げ、同表徳島県東部農林水産局長の項中第五十九号を第六十号とし、第四十四号から第五十八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四十三号中「徳島県東部農林水産局長」を「局長」に改め、同号の2中「第五条」を「第五条第一項」に改め、同号を同項第四十四号とし、同項中第四十二号を第四十三号とし、第十一号から第四十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)に関する次のこと(昭和四十五年徳島県告示第百八十一号(建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件)の表の備考に掲げる建築物等以外の建築物等に係るものに限る。 )。

1 第三十条第一項の規定による認定及び同条第三項(第三十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知

2 第三十一条第一項の規定による認定

3 第三十二条の規定による報告の徴収

4 第三十三条の規定による改善命令

5 第三十四条の規定による認定の取消し

6 第三十六条第二項の規定による認定

7 第三十七条の規定による認定の取消し

8 第三十八条第一項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査

別表第三個別事項の項第九号の1中「及び同条第五項」を「、同条第八項」に、「都道府県との協議」を「都道府県等との協議及び同条第九項の規定による意見の聴取」に改め、同号の2中「都道府県」を「都道府県等」に改め、同号の10中「農業会議又は農業委員会からの」を削り、「聴取」を「要求」に改め、同項第十号の1を削り、同号の2中「第二十三条第二号」を「第十六条第二号」に改め、同2を同号の1とし、同号の3中「第三

十三条」を「第二十六条」に改め、同3を同号の2とし、同項第二十五号の6中「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同項第五十二号中「とくしま明日の農林水産業づくり事業」を「農山漁村未来創造事業」に改め、同項第五十三号の5中「同項第十七号、第十九号及び第二十八号」を「同項第十五号、第十七号及び第二十六号」に改め、同号の6中「同項第四十五号」を「同項第四十六号」に改める。

別表第五その一中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 徳島県会計事務取扱規程に関する次のこと。

1 第三十九条の規定による仕訳

2 第四十条第一項の規定による通知

別表第五その一第七号の1中「六月」を「一年」に改め、同その一第八号中「関係総合県民局又は本部」を「組織又は機関（東部県税局を除く。）」に改める。

別表第十第一号中「その一の表第二号」を「その一の表第一号」に、「その二の表の麻の長への委任事項の範囲内の」を「その二の表徳島県東京本部及び徳島県大阪本部並びに本庁構成機関及び東部各局の欄に掲げる」に改める。

別表第十三第一号中「その一の表第二号」を「その一の表第一号」に、「その二の表の麻の長への委任事項」を「その二の表徳島県東京本部及び徳島県大阪本部並びに本庁構成機関及び東部各局の欄に掲げる事項」に改め、「の範囲内の事項」を削る。

別表第十四徳島県会計規則別表第一に掲げる一号麻及び同規則別表第三に掲げる一号麻の所管する二号麻（以下「一号麻の所管する二号麻」という。）の所掌に属する歳入、歳出及び歳入歳出外現金に係る次に掲げる事務の項の次に次のように加える。

|   |      |
|---|------|
| 徳島県会計規則別表第一に掲げる一号麻及び一号麻の所管する二号麻の所掌に属する仕訳（徳島県会計事務取扱規程第四十条第一項に規定する仕訳をいう。）に係る同条第二項の規定による確認 | 麻出納員 |
|---|------|

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。